平成25年5月23日

各　　位

会　社　名　株式会社テリロジー
代 表 者 名　代表取締役社長　津吹　憲男
（ＪＡＳＤＡＱ・コード3356）
問 合 せ 先
役職・氏名　取締役副社長　阿部　昭彦
電　　話　０３－３２３７－３２９１

株式分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成25年6月21日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成25年6月21日開催予定の第24回定時株主総会における定款の一部変更案の承認を条件としております。

記

１．株式分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

（1） 分割の方法

平成25年9月30日（月曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する当社普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

（2） 分割により増加する株式数（平成25年5月23日現在）

①　分割前の発行済株式総数　　：　156,800株
②　今回の分割により増加する株式数：15,523,200株
③　分割後の発行済株式総数　　：15,680,000株
④　分割後の発行可能株式総数　　：21,696,000株

（3） 株式分割の日程

基準日公告日：平成 25 年９月２日 （月曜日）
基準日　　：平成 25 年９月 30 日（月曜日）
効力発生日　：平成 25 年 10 月１日（火曜日）

３．単元株制度の採用

（1） 新設する単元株式の数

株式分割の効力発生日である平成 25 年 10 月１日（火曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（2） 新設の日程

効力発生日：平成 25 年 10 月１日（火曜日）

【ご参考】上記の単元株制度の採用にともない、平成 25 年９月 26 日（木曜日）をもって、証券取引所における売買単位も１株から 100 株に変更されます。

４．定款の一部変更

（1） 変更の理由

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」（平成24年１月19日付）の趣旨に鑑み、株式分割の実施及び単元株制度の採用に係わる所要の変更を次のとおり行うものであります。

① 株式の分割の割合を勘案して、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第５条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
② 単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第６条(単元株式数)を新設いたします。
③ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第７条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
④ 現行定款第５条の変更並びに第６条及び第７条の新設の効力発生日を定めるため、附則第１条を新設するものであります。

（2） 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、216,960株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、21,696,000株とする。
（新　設）	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第７条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 2.　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 3.　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
第６条～第47条　（条文記載省略）	第８条～第49条　（現行どおり）
（新　設）	附則 第１条　第５条の変更並びに第６条及び第７条の新設の効力発生日は平成25年10月１日とする。 ②　本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

（3） 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日：平成25年６月21日（金曜日）

定款変更の効力発生日　　：平成25年10月１日（火曜日）

以　上